

小部山 よしのり 後援会 規約

- 1 名 称 本会は、小部山よしのり後援会と称する。
 - 2 事 務 所 本会の事務所は、東京都内に置く。
 - 3 目 的 本会は、小部山吉則の政治活動を支援することを目的とする。
 - 4 事 業 本会の目的を達成するために、次の活動を行う。
 - (1) 講演会、座談会の開催
 - (2) 機関紙、その他印刷物の発行及び配布
 - (3) 関係諸団体への宣伝活動及び連携
 - (4) その他本会の目的達成のための必要な事業
 - 5 会 員 本会の目的に賛同する者を会員とする。
 - 6 役 員 本会は次の役員を置く。
代表、会計責任者、会計職務代行者
 - 7 会 議 代表は毎年1回の通常総会を開催する。また、必要に応じて臨時総会を招集開催する。
 - 8 経 費 本会の経費は、会費、寄附金、その他の収入をもって充てる。
 - 9 会 費 本会の会費は本会員年1,000円、副会員無料とする。
 - 10 会計年度 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。
 - 11 そ の 他 本規約に定めのない事項については、役員会で決定する。
- 付 則 本規約は、令和4年11月7日より実施する。